

令和8年4月1日

東京都豊島区池袋二丁目6番1号  
株式会社アークコア  
代表取締役 正渡 康弘

## 吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

株式会社アークコア（以下、「存続会社」といいます。）と株式会社プロトノーツ（以下、「消滅会社」といいます。）との間で、令和8年2月20日付けで締結した吸収合併契約（以下、「本合併」といいます。）に関し、会社法及び会社法施行規則に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本合併の効力発生日

令和8年4月1日

#### 2. 消滅会社の手続きの経過

##### (1) 吸収合併の差止請求

消滅会社に対して、会社法第784条の2に基づく差止請求を行った株主はおりません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

消滅会社に対して、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株主はおりません。

##### (3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

消滅会社は、会社法第789条に基づき、令和8年2月27日付で官報による公告を行うとともに同日付で知れたる債権者に対して個別催告を行いました。その結果、異議を述べた債権者はおりません。

#### 3. 存続会社の手続きの経過

##### (1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

##### (2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

存続会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、令和 8 年 2 月 27 日付で電子公告及び官報による公告を行いました。その結果、異議を述べた債権者はありません。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日をもって、消滅会社の資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 本合併に関して消滅会社が事前に備えおいた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併に関する変更の登記をした日

効力発生日である令和 8 年 4 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙「事前開示書類」

吸収合併に係る事前開示書面  
(吸収合併に係る事前備置書面)

令和8年2月20日

株式会社アークコア  
株式会社プロトノーツ

令和8年2月20日

東京都豊島区池袋二丁目6番1号  
株式会社アークコア  
代表取締役 正渡 康弘

東京都豊島区東池袋二丁目62番8号  
BIG オフィスプラザ池袋1206  
株式会社プロトノーツ  
代表取締役 三木 伸博

### 吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)  
(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社アークコア（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は令和8年2月20日開催の取締役会において、株式会社プロトノーツ（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、令和8年2月20日開催の株主総会において、令和8年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施することを承認し、令和8年2月20日付けで吸収合併契約を締結しました。本合併に関し、会社法及び会社法施行規則に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併の理由

吸収合併消滅会社は、コンピュータのソフトウェア開発、システム構築及び支援サービスを主たる事業として大手メディア会社をクライアントとして有しており、吸収合併存続会社のバイク事業に係るシステム開発にも関与してきました。

吸収合併存続会社は、バイク事業、フィットネス事業に次ぐ第三の事業としてシステム事業を立ち上げるために、吸収合併消滅会社を吸収合併することといたしました。

#### 2. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 3. 吸収合併の対価の相当性に関する事項

##### (1) 対価の割当の内容

吸収合併存続会社は、本合併に際して、吸収合併消滅会社の株主（吸収合併存続会社を除く）に対し、吸収合併消滅会社普通株式1株につき、次の①及び②を合計した対価を交付します。

① 金 54,383 円（金銭対価）

② 吸収合併存続会社普通株式 74.09 株（株式対価）

吸収合併存続会社普通株式の割当比率は、合併契約締結日の前日を末日とする直近1ヶ月の名

古屋証券取引所での吸収合併存続会社普通株式の終値平均 734 円に基づき、金 54,383 円を 734 円で除して算出されたものであります。

また、吸収合併存続会社が交付する普通株式 27,339 株は、吸収合併存続会社が保有する自己株式を割りいたします。

#### (2) 当該割当ての相当性の理由

吸収合併消滅会社の総資産の大半は現金及び預金であり、金融機関からの借入金等を差し引いたネットキャッシュは、純資産とほぼ同額となっております。そこで、合併対価は純資産ベースで算出するものとし、当該算出額 (40,134 千円。吸収合併存続会社を除く吸収合併消滅会社の株主分) を金銭対価 (20,067 千円) と株式対価 (20,067 千円に相当する吸収合併存続会社普通株式) に分けて交付することにいたしました。

#### (3) 吸収合併存続会社の株式を合併対価として選択した理由

吸収合併存続会社の株式は名古屋証券取引所ネクスト市場に上場しており流動性があること、吸収合併消滅会社の株主は吸収合併存続会社の株式を受け取るにより本合併による統合効果を享受することが可能であることから、吸収合併存続会社の株式は合併対価として相当と判断しております。

#### (4) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項

本合併による吸収合併存続会社の資本金及び準備金の増加額については、会社計算規則第 35 条等に定めるところに従って吸収合併存続会社が決定します。

#### 4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社では、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

#### 5. 吸収合併存続会社における株主総会決議を要しない理由 (簡易合併)

本合併は、吸収合併存続会社においては、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併により吸収合併消滅会社の株主に対して交付する対価の合計額が、吸収合併存続会社の純資産額の 5 分の 1 を超えないため、吸収合併存続会社の株主総会の承認決議を経ることなく行うものであります。

#### 6. 計算書類等に関する事項

##### 【吸収合併存続会社】

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) により閲覧可能です。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計

算書等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

**【吸収合併消滅会社】**

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

**7. 債務の履行の見込みに関する事項**

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



## 吸 収 合 併 契 約 書

株式会社アークコア（本店：東京都豊島区池袋二丁目6番1号、以下「甲」という。）と株式会社プロトノーツ（本店：東京都豊島区東池袋二丁目62番8号BIGオフィスプラザ池袋1206、以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

### （存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

### （合併対価及び割当）

第2条 甲は、本合併に際して、乙の株主（本合併の効力発生日の前日最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主をいう。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、次の(1)及び(2)を合計した対価を交付する。

(1) 金54,383円（金銭対価）

(2) 甲の普通株式74.09株（株式対価）

- 前項第2号の割当比率は、本契約締結日の前日を末日とする直近1ヶ月の名古屋証券取引所での甲の普通株式の終値（以下「基準株価」という。）に基づき、金54,383円を基準株価で除して算出されたものである。
- 前二項の規定に基づき甲が交付する普通株式は、甲が保有する自己株式をもってこれに充てるものとする。
- 第1項の規定に基づき乙の株主に対して交付すべき甲の普通株式の数に1株未満の端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い、これを処理するものとする。
- 前各項の規定にかかわらず、甲が有する乙の普通株式については、合併対価の交付を行わない。
- 甲は、効力発生日後1ヶ月以内に、第1項の金銭を乙の株主に対して支払うものとする。

### （資本金及び準備金の額）

第3条 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則35条等の定めに従い、甲が定める。

### （簡易合併）

第4条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契



約についての甲の株主総会の承認を得ないで行うものとする。

(効力発生日)

第5条 合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）を令和8年4月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(引き継ぎ)

第6条 乙は、その作成による令和8年2月28日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したその資産、負債その他の権利義務一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

2. 乙は、令和8年3月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

(従業員)

第8条 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途甲乙協議のうえこれを決定する。

(解散費用)

第9条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による本契

約の承認が得られないときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第12条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲は原本を乙はその写しを保有するものとする。

令和8年2月20日

東京都豊島区池袋二丁目6番1号

(甲) 株式会社アーコア

代表取締役 正渡康弘



東京都豊島区東池袋二丁目62番8号

BIGオフィスプラザ池袋1206

(乙) 株式会社プロトノーツ

代表取締役 三木伸博



そ  
た  
の

に契

第 23 期決算公告 令和 8 年 2 月 27 日  
 東京都豊島区東池袋二丁目62番 8 号  
 B I G オフィスプラザ池袋1206  
**株式会社プロトノーツ**  
 代表取締役 三木 伸博  
 貸借対照表の要旨(令和 7 年 8 月 31 日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	58,659
	固定資産	50
	資産合計	<b>58,709</b>
純資産及び負債部	流動負債	3,954
	固定負債	10,161
	株主資本	44,593
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,593
	その他利益剰余金	34,593
	(うち当期純損失)	(5,963)
	負債・純資産合計	<b>58,709</b>

以上